# 箕面市内の要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条に定めるもの)の診断結果

# ■小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主	ン(は代)が文版子(スクーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	構造耐力上必要な部分の地震	耐震改修	多等の予定	備考
INU.	産業物の石物 ニュー・	建某物の位置	たる用途		に対する安全性の評価の結果	内容	実施時期	1佣 行
1	箕面小学校	大阪府箕面市百楽 荘1-8-7	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋  コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001  年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.028 CTU • SD=0.74	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
2	北小学校	大阪府箕面市箕面 3-4-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.071 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.3	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
3	南小学校	大阪府箕面市桜6- 5-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.00 C <sub>T</sub> ·S <sub>D</sub> =0.33	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
4	西小学校	大阪府箕面市新稲 3-12-2	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.014 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.42	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
5	東小学校	大阪府箕面市粟生 新家5-5-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990 年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.014 C <sub>T</sub> ·S <sub>D</sub> =0.32	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
6	西南小学校	大阪府箕面市瀬川 3-2-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.00 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.30	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
7	萱野東小学校	大阪府箕面市石丸 1-18-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.014 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.37	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
8	豊川北小学校	大阪府箕面市粟生 間谷西4-3-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.014 C <sub>TU</sub> -S <sub>D</sub> =0.33	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
9	中小学校	大阪府箕面市稲1- 15-8	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.014 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.37	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
10	豊川南小学校	大阪府箕面市小野 原東3-2-1	小学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.057 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.41	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
11	第二中学校	大阪府箕面市萱野 1-15-12	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.00 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.35	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
12	第三中学校	大阪府箕面市瀬川 3-2-2	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.014 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.47	耐震改修	実施済み	Iso=0.7
13	第四中学校	大阪府箕面市瀬川 3-2-2	中学校	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.128 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.32	耐震改修	実施済み	Iso=0.7

# 箕面市内の要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条に定めるもの)の診断結果

### ■小学校等(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)

No.	独物地内存折	74.笠振の片里	建築物の主	<b>科電砂断の大はの名称</b>	構造耐力上必要な部分の地震	耐震改修等の予定		備考
INU.	建築物の名称	建築物の位置	たる用途	耐震診断の方法の名称 	に対する安全性の評価の結果	内容	実施時期	1佣 右
14	聖母被昇天学院小学校	大阪府箕面市如意 谷1丁目13番23号		(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」		耐震改修	実施済み	Iso=0.7

## ■病院、診療所

Na	建築物の名称	   建築物の位置	建築物の主 たる用途	   耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
INU	建築物の名称	建築物の位直		展形例の万法の石が		内容	実施時期	1佣 右
	箕面市立病院	大阪府箕面市萱野5 丁目7番1号	病院	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	1	-	平成5年1月、リハビリテーション棟増築時に、建物を全体について新新震基準に基づく構造計算を実施し、新耐震基準に適合していることを確認した。

### ■集会場、公会堂

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震	耐震改修等の予定		備考
INU.	建築物の石物	(注案物の位置)	たる用途	展形例の万法の石朴	に対する安全性の評価の結果	内容	実施時期	1佣 45
Ι.	3 0 h 11 h = 18 1 1 At	大阪府箕面市箕面6	# 4 10	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋				1-3階
1		丁目1番	-11	コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001	Is/Iso=0.55 Сти• Sp=0.27		検討中	
				年版)」に定める「第3次診断法」		検		
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨				4 0 171-15
					Is/Iso=0.833 Сти SD=0.26			4-8階
				(2009年版)」に定める「第3次診断法」(充腹)				

## ■百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

Ma	独然地办名标	建築物の位置	建築物の主 たる用途		構造耐力上必要な部分の地震	耐震改	備考	
INO.	建築物の名称				に対する安全性の評価の結果	内容	実施時期	1佣名
	Id DAILAS I	大阪府箕面市船場		(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋		-1	_ b	1 4-
1	株式会社ジェット	東2丁目2番地4, 5,		コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版) に定める「第2次診断法」	Is/Iso=0.618 Сти•Sp=0.322	耐震改修	平成30年以降	本館
		12, 25		年版/ )「こためる「第2次診断法」 (一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨				
				鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準	Is/Iso=1.045 CTU SD=0.254	_	_	東館
				(2009年版) (に定める「第2次診断法」(充腹)				

# 箕面市内の要緊急安全確認大規模建築物(耐震改修促進法附則第3条に定めるもの)の診断結果

# ■ホテル、旅館

	lo.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震	耐震改修等の予定		備考
ľ	10.	建築物の石物	建築物の位置	たる用途	一	に対する安全性の評価の結果	内容	実施時期	1佣 45
	1	箕面観光ホテル	大阪府箕面市温泉 町1番1号	311.22	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨 鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 (2009年版)」(非充腹) (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」及び「第3次 診断法」		耐震改修	平成30年以降	

### ■幼稚園

N	連 建築物の名称	建築物の位置	建築物の主 たる用途		構造耐力上必要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
IN	建業物の石物					内容	実施時期	1佣-右
	1 聖母被昇天学院幼稚園	大阪府箕面市如意 谷1丁目10番11号	幼稚園	(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.007 C <sub>TU</sub> •S <sub>D</sub> =0.325	耐震改修	実施済み	I <sub>so</sub> =0.7

#### ■公衆浴場

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震	耐震改	修等の予定	備考
INC	. 建築物の名称	建築物の位置	たる用途		に対する安全性の評価の結果	内容	実施時期	1佣/与
	箕面スパーガーデン	大阪府箕面市温泉 町1番1号		(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨 鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 (2009年版)」(非充腹) (一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋 コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001 年版)」に定める「第2次診断法」及び「第3次 診断法」	Is/Iso=0.151 Сти•Sp=0.108	耐震改修		宴会場棟
				(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針(2011年版)」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」	Is=0.016 q=0.01			ホテル棟

### ■保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主 たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上必要な部分の地震 に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
INU				長診町の万法の名称		内容	実施時期	1佣存
1	箕面市庁舎(本館)	大阪府箕面市西小 路4丁目6番1号		(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」に定める「第2次診断法」	Is/Iso=1.00 CT • SD=0.77	耐震改修	実施済み	I <sub>SO</sub> =0.72

# 附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

ひまりばってけったが		構造耐力	カ上主要な部分の地震に対す <i>。</i>	る安全性
耐震診断の方法の名称		Ι.	П.	ш.
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンク物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及で		Is/Iso<0.5又は C⊤・Sp<0.15	左右以外の場合	1.0≦Is/Isoかつ 0.3≦C⊤・SD≦1.25
法」(1990年版)		01 05 (0.10		1.25 < C <sub>T</sub> ⋅S <sub>D</sub>
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄筋コンク物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及で法」(2001年版)	Is/Iso<0.5又は Сти・Sp<0.15・Z・G・U	左右以外の場合	1.0≦Is/Isoかつ 0.3・Z・G・U≦Cτ∪・Sp	
一般財団法人日本建築防災協会による「既存 鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基	鉄骨が充腹 材の場合	Is/Iso<0.5又は C⊤∪・Sp<0.125・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	1.0≦Is/Isoかつ 0.25・Z・Rt・G・U≦Cт∪・Sp
準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断 法」(2009年版)	鉄骨が非充 腹材の場合	Is/Iso<0.5又は C⊤∪<0.14・Z・Rt・G・U	左右以外の場合	1.0≦Is/Isoかつ 0.28・Z・Rt・G・U≦Cτ∪・SD
(一財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建 断指針」(2011年版)	築物の耐震診	Is<0.3又はq<0.5	左右以外の場合	0.6≦Isかつ1.0≦q
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月けるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201に基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。)にであることを確認する方法	号)並びにこれ 3分(構造計算	-	_	確認できる

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- (※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して は、損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。